

壱岐市農業委員会定例会（令和2年5月）

議 事 録

1. 開催日時 令和2年5月22日（金） 午前9時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 大会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会会長 外 農業委員 18名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 …… 委員 …… 委員
  - 第2. 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第26号 農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第27号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について

7. その他

---

事務局 皆さん改めましてお早うございます。定刻前ではありますけど皆様お揃い  
でありますので、只今より令和2年5月の農業委員会の総会を開会致します。  
本日の出席委員は19名中19名で過半数を超えておりますので、総会は成  
立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願  
い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速これより議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署  
名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18  
条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろ  
しいでしょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、…委員、…委員をお願いを致したいと思いを  
ます。よろしくお願ひ致します。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請に  
ついて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地  
の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定

の要がある。

所有権移転の案件が4件あがっております。受け手は、全て個人ですので、農地所有適格化法人要件の適用はありません。

また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、「信託要件」の適用もありません。

それから、4件共売買、贈与ですので、又貸し、「転貸禁止要件」にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が、農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。

それから、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。

「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。

「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないかと、というような4つの内容を審議して頂くこととなります。

#### 9番 土地の所在

郷ノ浦町有安触 字森旅 . . . . . 地目 田 面積 579㎡

譲渡人 . . . . .

譲受人 . . . . .

経営地は、田が4, 183㎡、畑が5, 780㎡、計 9, 963㎡です。

#### 申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 自己所有地の横であり、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」ではありますが、経営状況は、主に水稻・麦・大豆の作付けです。農機具は耕運機、トラクター、田植機、コンバイン、ハーベスター、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人が35年、子供夫婦共に7年です。通作距離は800m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されま

す。「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

手違いで事務局との現地立会いは出来ませんでした。委員さんと譲受

人のお父さんで現地を確認されてあります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 はい、議長。

議長 ・・委員。

・・委員 担当の・・・です。只今事務局から説明のあった通りでございますが、私が若干遅れて行きまして、非常にご迷惑を掛けたと思っておりますが、この土地については、・・・さんのお父さんが、特に耕作をしれられる方でございますが隣という事で、ここに書かれている通りあります。譲渡人については、農業というのはあんまりやられてない訳でございますので、よろしくご承認の程をお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第24号9番は決定いたします。

続きまして、10番の説明を求めます。

事務局 はい、10番 土地の所在

勝本町北触 字打田 ・・・・ 地目 田 面積 1,300㎡

譲渡人 ・・・・

譲受人 ・・・・

経営地は、田が8,779㎡、畑が1,261㎡、計10,040㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢により耕作出来ない為、譲受人へ売却する。

譲受人 譲渡人の要望により、買い受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主に水稻の作付けです。農機具はトラクター、田植え機、バインダー、ハーベスター、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人が50年、子10年です。通作距離は、800m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されません。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月18日に・・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 お早うございます。地区担当の・・です。事務局の説明のとおり5月18日に現地で話を伺いました。

・・さんが買い受けて飼料を作付けられるという事でございます。何ら問題はないかと思っておりますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第24号10番は決定いたします。

続きまして、11番の説明を求めます。

事務局 はい、11番 土地の所在

芦辺町諸吉本村触 字丸石 ・ ・ ・ ・ 地目 田 面積 285㎡

譲渡人 ・ ・ ・ ・ ・

譲受人 ・ ・ ・ ・ ・

経営地は、田が5,796㎡、畑が4,276㎡、計 10,072㎡です。

申請理由

譲渡人 譲受人の要望により売却する。

譲受人 買い受けて農業規模を拡大する。ということです。

権利の設定内容は、売買です。

「全部効率利用要件」であります。経営状況は、主にアスパラガスの栽培です。農機具は耕運機、トラクター、刈払機、軽トラを所有してあります。農作業暦は本人、妻共に2年、父母共に40年です。通作距離は1km程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」、も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付けて有畜農家へ販売する計画でありますので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月18日に・・委員さんと譲受人立会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 お早うございます。地区担当の・・です。先程事務局の方から説明のあった通りでございます。18日大雨が降ってございましたけど、私達が立ち会った時

は、雨が止んでおかげさんで濡れずに済みました。・・・さんは、ごく最近アスパラガス農家の方に専念されております。その近くに以前荒れていましたが、現在は整備をされて1枚になっております。全体面積としては約4反程あります。ここに飼料を作付けて有畜農家との協定を結び販売を行うという事がございます。

皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長

はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第24号11番は決定いたします。

続きまして、12番の説明を求めます。

事務局

はい、12番 土地の所在

芦辺町中野郷本村触 字宮坂 ・・・・ 地目 畑 面積 1,070㎡

譲渡人 ・・・・

譲受人 ・・・・

経営地は、田が8,989㎡、畑が2,579㎡、計 11,568㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢の為、後継者である譲受人へ生前贈与する。

譲受人 譲渡人の要望により、譲り受けて耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」であります。主な作付けは水稻・飼料です。農機具は耕運機、トラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラを所有してあります。田植えは委託をされてあります。農作業暦は本人が16年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月18日に・・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員

議長。

議長

はい、・・・委員。

・・・委員

お早うございます。地区担当の・・・です。只今、事務局から説明があったとおり18日に本人立ち会いの下、現地を確認致しました。

親子関係で後継者に譲るという事がございますので、何ら支障はないと思っております。皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第24号12番は決定いたします。

続きまして議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3頁をお願いします。議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

2番 土地の所在

郷ノ浦町永田触 字江見山・・・・・・ 地目 畑 面積 1,050㎡

同じく・・・・・・ 地目 畑 面積 1,472㎡

計 2筆で 2,522㎡

転用目的 資材置場

貸付人・・・・・・

借受人・・・・・・

申請理由 販路の拡張を図るにあたり、資材置場が必要となった為、申請します。というものです。権利の設定内容は、賃貸借です。農業振興地域外の農地で、農地の分類は公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。5月13日に、・・委員さんと貸付人及び借受人の会社関係者立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・委員。

・・委員 皆さんお早うございます地区担当の・・です。5月13日に貸付人の・・さんとその息子さんと事務局とで現地確認を行いました。

息子さんは、借受人の・・の役員として勤めておられまして、現地は自宅の道を挟んだ目の前にございまして、管理等も家の前であるという事でしっかり出来るという事もありまして申請をされたそうです。

申請地の隣に1筆だけ農地がございまして、十分距離をおいて支障がないようにして資材置場として使用したいと思っているという事でございまして、何ら問題はないかと思っております。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号、2番は、意見を付して進達いたします。

続きまして3番の説明を求めます。

事務局 はい、3番 土地の所在

郷ノ浦町牛方触 字太久路 . . . . . 地目 田 面積 9 5 3 m<sup>2</sup>

同じく . . . . . 地目 田 面積 8 3 2 m<sup>2</sup>

計 2筆で 1, 7 8 5 m<sup>2</sup>

転用目的 太陽光発電施設

貸付人 . . . . .

借受人 . . . . .

申請理由 申請地に太陽光発電施設を設置し、電力販売を行いたい為申請します。というものです。権利の設定内容は賃貸借です。

農用地区域除外が県の同意を得て令和2年2月14日に完了を致しております。

農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断を致しております。

位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。農用地区域除外は昨年11月に前柳田地区担当の農業委員の〇〇さんと現地確認を行い審議頂いておりますが、今年3月1日より新体制になりましたので、5月18日に〇〇委員さんと借受人のお兄さんとお父さん立ち会いの下、再度現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

〇〇委員 議長。

議長 はい、〇〇委員。

〇〇委員 お早うございます。担当の〇〇です。今、事務局から説明の通りで、18日原さん立ち会いの下、現地確認を致しました。申請地は、大谷公園の北側約500mの所に位置しまして、周辺農地とは距離をおいて設置されます。周辺農地への影響はないと思われま。

また、2筆とも分筆をされておりますので、残された農地が耕作出来るようにトラクターの搬入路等を確保されてあります。問題はないと思われまので、皆様方のご審議よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第25号3番は意見を付して進達いたします。

続きまして、議案第26号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」と議案第27号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」は関連がございますので、一括上程いたしたいと思ひます。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第26号と議案第27号は関連がございますから、一括して説明させていただきます。10頁をお願い致します。

議案第26号「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より

求められております。

11頁の令和2年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画について（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度10頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定の5年間の田が1筆で1,829㎡、10年間の田が5筆で4,531㎡、合計が6筆で6,360㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

続きまして、12頁をお願い致します。議案第27号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定による意見を求められております。13頁の令和2年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりでありまして、再度12頁をお願い致します。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請によりまして、市が公社に提出するもので、計画（案）は、議案第26号で説明致した通りであります。

この計画（案）につきましては、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第26号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画（案）の決定は、同時施行と致します。

これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定めて、県知事が利用配分計画を認可し、公告することによりまして、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れになります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、皆様方の意見を求めるという事でありまして、何かございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第26号と議案第27号は原案のとおり決定いたします。その旨回答いたします。

議長

皆さん方から何かございましたら、ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思っておりますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。